

- 一、本爭議ニ關シテ犧牲者ヲ出サズ
 - 二、爭議中ノ給料ハ全額支給ス
 - 三、爭議費用トシテ金一封ヲ手交ス
 - 四、本覺書條項ハ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ實施ス
 - 五、本覺書條項ハ相互ニ於テ一切之ヲ發表セザルモノトス
 - 六、本覺書ハ拾參通作製シ當事者ニ於テ各壹通ヲ保有ス
- 昭和七年六月三十日

松竹興行株式會社

篠山 克巳
 栗原 松三
 S P 興行社
 千葉 吉造
 田中 亮平

新興キネマ株式會社

福井 福三郎
 吉田 孝夫
 京都歌舞伎座 東堂 荷村
 京都夷谷座 大宮 雀城
 京都松竹座 小川 大夢
 大阪松竹座 人見 靜一郎
 大阪公樂座 木田 牧童
 大阪朝日座 花村 香朗
 大阪辨天座 茂木 聰一郎
 神戸松竹座 堀口 美朗
 神戸聚樂館 高谷 湖舟
 神戸相生座 鈴木 天民
 全關西映畫從業員組合協議會